

年金制度改正法が成立、 令和8年4月から順次施行

令和7年5月16日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する等の法律案」が通常国会に提出され、衆議院で修正のうえ、6月13日に成立しました。働き方やライフスタイル、家族構成の多様化を踏まえた年金制度を構築し、所得再配分の強化や私的年金制度の拡充等が行われます。主な内容は次のとおりです。令和8年4月より順次施行されます。

■在職老齢年金制度の基準額引き上げ 〔令和8年4月から〕

一定の収入のある厚生年金受給者が対象の在職老齢年金制度について、年金が支給停止となる収入基準額（賃金と年金の合計額）を51万円から62万円に引き上げます。

■遺族厚生年金の見直し 〔令和10年4月から〕

男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者に支給される遺族厚生年金は、男女共通で原則5年の有期給付とし、60歳未満の男性が新たに支給対象となります。配慮措置として、5年経過後の給付の継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設なども行われます。

■標準報酬月額上限額の段階的引き上げ 〔令和9年9月から段階的に〕

厚生年金の標準報酬月額の上限額が、現行の65万円から段階的に75万円に引き上げられます（令和9年9月から68万円、令和10年9月から71万円、令和11年9月から75万円）。また、最高等級の人が被保険者全体に占める割合に基づいて上限を改定できるルールが導入されます。

■iDeCo加入可能年齢の引き上げ 〔令和9年1月～予定〕

iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入可能年齢が、65歳未満から70歳未満に引き上げられます。老齢基礎年金等を受給していない70歳未満の人に加入・継続拠出が認められます。

■子に係る加算額の引き上げ等 〔令和10年4月から〕

子のある年金受給者の保障を強化する観点から、子に係る加算額を引き上げると共に、加算がない老齢基礎年金、障害厚生年金、遺族厚生年金に加算が創設されます。また、配偶者加給年金の額が引き下げられます（受給中の方は除く）。その他、社会保険の加入対象者の拡大、将来の基礎年金の給付水準の底上げ策などが取り決められました。

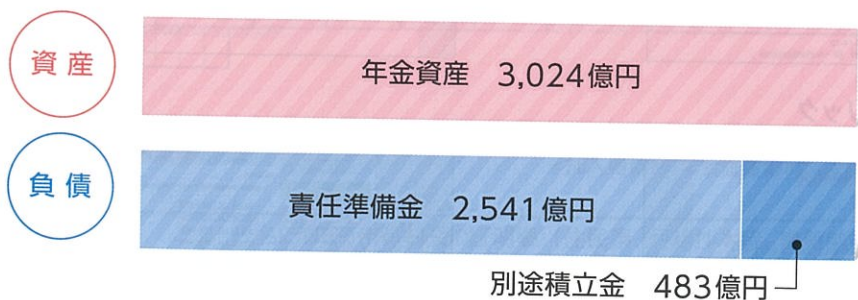
決算のお知らせ

（2024年4月～
2025年3月）

2025年7月17日の基金代議員会で、2024年度の決算が承認されましたのでお知らせします。

2024年度（2024年4月～2025年3月）の運用実績は、▲0.3%となりました。

各資産の変動状況を見ると、外国株式および外国債券は上昇しましたが、国内株式と国内債券は値下がりしました。年金基金の健全性を表す2つの基準（継続基準、非継続基準）については、継続基準、非継続基準共にクリアいたしました。



*継続基準：将来給付のための年金資産が計画的に積み立てられているかの検証基準

*非継続基準：仮に解散した場合に、加入者・受給者に支払うべき年金資産が積み立てられているかの検証基準

*責任準備金：将来の給付を賄うために現時点で保有しておかなければならない積立金の必要額